

# 令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和2年5月28日  
呉市教育委員会

## 1 採択基本方針

### (1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

#### ア 中学校用教科用図書について

- (ア) 基礎・基本の定着
- (イ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (ウ) 内容の構成・配列・分量
- (エ) 内容の表現・表記
- (オ) 言語活動の充実

#### イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

### (2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

### (3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

- (ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- (イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
- (ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

## 2 方法，組織及び手続

教育委員会は，広島県教育委員会の指導，助言又は援助を受け，次の方法，組織及び手続によって採択を行う。

### (1) 中学校用教科用図書について

ア 中学校用教科用図書の採択は，文部科学省「中学校用教科書目録（令和3年度使用）」に登載されている教科書のうちから行う。

イ 教育委員会は，採択に係りその責任を明確にするとともに，教育関係者のみならず保護者，地域住民に説明責任を果たすことができるよう，次のとおり，採択組織及び手続を確立する。

#### (ア) 選定委員会においては

- a 本方針に基づき，調査・研究委員に教科用図書を調査する観点等を示す。
- b 呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう，選定委員には保護者や学識経験者を加える。
- c 今年度採択する教科用図書について審議し，その結果について理由を付し，教育長に報告する。

#### (イ) 調査・研究委員会においては

- a 選定委員会から示された観点等に基づき，今年度採択する教科用図書について綿密な調査・研究を行い，報告する。
- b その際，特定の教科用図書に絞り込むことなく，今年度採択する教科用図書の特徴について意見を付す。
- c 専門的な調査・研究を行うことから，調査・研究委員は校長，教頭，主幹教諭，指導教諭及び教諭の中から委嘱する。
- d 採択の公正を期すため，調査・研究委員は選定委員会の委員と重複しない。

### (2) 小学校用教科用図書について

令和3年度使用教科用図書は，原則，令和元年度に採択した教科用図書と同一のものを採択しなければならない。

### (3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 特別の教育課程を編成する場合に，文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科用図書」という。）を使用することが適当でない場合には，下学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上，学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

ただし，学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は，原則，文部科学省の「令和3年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は，教科書選定会議を設置し，教科用図書を種目ごとに選定するとともに，選定理由書を教育長に提出する。